

報告第18号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和3年9月3日提出

市川市長 村越 祐民

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分をする。

市川市手数料条例の一部を改正する条例（別紙）

理 由

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正により令和3年9月1日から個人番号カードの再交付手数料は地方公共団体情報システム機構が徴収することとされたことに伴い、当該手数料に係る規定を削る必要があるため、市川市手数料条例の一部を改正する条例について地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をするものである。

令和3年8月18日

市川市長 村 越 祐 民

市川市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年8月18日

市川市長 村越 祐民

市川市条例第27号

市川市手数料条例の一部を改正する条例

市川市手数料条例（平成11年条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表個人番号関係手数料の表を削る。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。